

欄に「石綿の有無」を明記させるよう省令改正すること、②今回の再生砕石アスベスト混入問題に特化した立入調査時の具体

的チェック項目を早急に作成すること等を要請する必要があると思う。



(神奈川県労災職業病センター)

間質性肺炎ではなく石綿肺 北海道●審査会が不支給処分取り消す裁決

浅野スレート札幌工場（現・A&Aマテリアル）に13年間勤務し、「間質性肺炎」と診断された出町さん。2008年に亡くなられた後、ご遺族が労災補償を求め請求を行ったが、札幌中央労働基準監督署は不支給処分を決定。そのため、再審査請求を行っていたが、労働保険審査会は、8月4日付けで、石綿肺であると判断し、不支給処分を取り消す裁決を行った。

出町さんは、1963年2月から1976年2月までの13年間にわたり、浅野スレート札幌工場において、原料部門に属し、石綿スレート製品の製造業務における原料（石綿等）の配合作業に従事した。配合作業は、攪拌するチェスト機に原料を投入する作業で、セメント・水・パルプ、そして、石綿袋を破り投入する業務である。使用していた石綿の量は、1日約800kgとも報告されている。つまり、会社の中においても高濃度に石綿に曝露する作業環境にあったのである。

出町さんは、若くして会社を

退職し、その後神戸に移住。製麺業を営んでいた。そうした中、咳や発熱などの症状が出たため、2000年に神鋼病院の呼吸器科を受診したが、その時のカルテには、「XPは肺内部キタナイ」と記載されていた。その後、呼吸器に関してはいったん落ち着いたものの、2003年1月に神鋼病院の呼吸器科を再診した際には、呼吸困難で入院が必要という状態で、この入院時についた病名が間質性肺炎と気管支拡張であった。

その後、自宅近くの神戸日赤病院に転院されたが、日赤病院では神鋼病院の紹介状を受け付け、間質性肺炎の患者としての診療が開始された。

神戸日赤病院の外来診療録を見ると、2004年12月28日の診察録に、「そば製造業」と仕事に関する記述が始めて出てくる。そして、2005年6月6日の診断録には、「石綿 S38-51（浅野スレート）専門につかっていた」との記述があった。この頃はアスベストの危険性や労災に関連する新聞記事やテレビ報道が広が

り始めた時期で、出町さんもアスベストの危険性を認識し、関西労働者安全センターに相談し、主治医にも初めて石綿の使用・曝露について話したのだった。6月22日の診療録には、「関西安全センター」との記載もあった。

つまり、出町さんは呼吸器に関する様々な症状を訴え、2000年に神鋼病院を受診してから2005年6月までの間、アスベストに関する危険性や呼吸器に障害を起こすことを自覚しておらず、神鋼病院においても神戸日赤病院においても、アスベストに関することを主治医に話していなかった。

被災者本人から、高濃度の石綿曝露作業に従事した旨が告げられなかったために、神鋼病院や神戸日赤病院において、間質性肺炎、特発性肺繊維症、特発性間質性肺炎の病名がついたとしてもやむを得ない。病理組織学的な検査や間質性肺炎をきたしうる疾患の除外診断が行われないうまま、とくにじん肺（石綿肺）の除外診断が行われないうまま、「間質性肺炎」の病名が確定したのだった。

2005年8月、ひょうご労働安全衛生センターは、クボタショックの直後に「アスベスト被害者への支援の輪を広げる集会」を開催した。その時、酸素ボンベを引きながら、出町さんも会場にいられていた。そのときの出町さんの発言が残っている。

「私は、肺胞が潰れていく病気、突発性間質性肺炎という診断を受けました。クボタの問題



が取り上げられる前は、自分の病気がアスベストによるものだとは思いませんでした。ここ2年で2回も救急車で運ばれました。ちょっと無理をすると呼吸ができなくなります。しかし、病院では病気の原因はわからないと言われます。

しかし、身体はどんどん弱り、段々と歩くこともできなくなり、家にも酸素の機械を入れました。外出時も酸素ボンベを持っていなければなりません。18年間、私は、アスベストとセメントを使って、煙突、波板、平板等を作ってきました。しかし、医師が証明してくれないと労災認定は下りません。この病気は、大変お金がかかります。薬と酸素だけでも年間50万円もかかります。肺胞が潰れていく病気がアスベストに関連する病気なのか、医師はもっと研究し、はっきりとさせてほしいです。

出町さんは、何かのたびに、「間質性肺炎という病名で、労

災申請ができずにいる人のために、もしものときは自分の体を使って下さい」と何度も繰り返し訴えておられた。ご自身の経験から、「間質性肺炎」ということで労災申請が進まず、困っている方の力になりたいと考えておられたからだろう。

そこで、2008年に兵庫労働局へじん肺管理区分申請を行った。「じん肺健康診断結果証明書」の各検査記録は、神戸日赤病院の主治医に協力をお願いした。ところが、主治医は「特発性間質性肺炎上の所見を述べ、画像についても「0/－」との所見を記載した。そのため、兵庫労働局も「管理区分1」と決定した。

この結果と、そして決定に至る経過は、出町さんにとって精神的に大きな負荷を与えた。

事情を説明すると、じん肺審査医による審査会が行われる前に、兵庫労働局の局員より、自宅療養中でベッドから起き上がれない容態の出町さんの携帯に

電話があり、「証明書に0/－と記載されているので、管理区分申請を行っても意味がない」等の発言があったという。

労働局の職員からの「意味がない」との発言は、出町さんにとって希望を断ち切られる出来事であり、事実、この発言から1週間後に亡くなられた。そして、「意味がない」発言は、ご遺族にも影響して、結局、解剖は行われなかった。

札幌中央署（労災補償請求は出町さんが石綿に曝露した事業所を所管する同署に対し行なわれた）が不支給処分を行った理由は、①対象疾病に該当しない、②石綿肺、胸膜プラークが認められない、③石綿小体・石綿繊維については組織検査が行われていない、④兵庫局において管理区分1と決定されている、⑤労災医員の意見は、じん肺の所見が認められない、からであるとされている。

北海道局への審査請求においても、審査官は全く同じ北海道局の地方労災医員に意見を伺い、「急速に進展する経過（石綿肺の経過とすると極めて例外的）から判断すると、特発性間質性肺炎の可能性が高く、石綿肺はなかったものと診断する」とし、「急速な進展」をもって石綿肺でない判断したのだった。

そこで、石綿肺であることを主張するために、審査請求・再審査請求において、みずしまクリニックの水嶋先生にご協力をいただいた。水嶋先生は、被災者が石綿曝露作業に従事した労

働者であることを指摘した上で、胸膜下粒状像、小葉間隔壁の肥厚、モザイクパターン、胸膜下線状像、胸膜プラークの画像診断から、被災者が発症した疾病は、間質性肺炎ではなく石綿肺であるとの意見書を作成した。

また、審査会においても影読が行われ、水嶋先生の意見どおり、「高度の繊維化、蜂窩肺、牽引性気管支拡張症像が認められ」、「左肺背部に胸膜プラークと認められる陰影を複数確認した」として、「全肺野にわたり広汎に不整形陰影が見られ、第2型から第3型に相当する像が認められた」と判断した。

そして、「死亡約1年前である当時の被災者の症状はじん肺管理区分『管理4』相当の療養を要する状態にまで重篤化して

いたと認められる」と判断したのであった。

「労災の件は、片岡さんと西山さんに任せておきなさい」というのが、出町さんの口癖だった。労災申請から決定が出るまで丸2年かかりましたが、アスベストセンターの皆さん、北海道の皆さん、同僚の皆さん、よこはまシティユニオンの皆さん、水嶋先生、古川さん、片岡さん…、沢山の方々の力を借りての認定だった。

「石綿が原因でありながら、特発性間質性肺炎と診断され、補償を受けられない人のために」と、いつも訴え続けていた出町さんの思いを、さらに引き継がなければとの思いを強くした逆転裁決だった。(写真は、出町さんと家族の会の皆さん)  (ひょうご労働安全衛生センター)

スをナイフやはさみで切り取りながら作業を行い、埃が舞う船室でアスベスト粉じんを吸引したのであった。

申請にあたっては、監督署提出の書類と違い、32年間に乗船された全ての船舶名を一隻ごとに種類やトン数等を記入した乗船履歴書を作成しなければならない。また、2名の同僚の証言書も求められる。「船員はひとりずつ船員手帳を持っているが、退職されて久しい方や、特に神戸では、震災で家財を無くされた方もおられるので船員手帳を紛失された方も多いでしょう」と、Bさんは話していた。

Bさん自身も船員手帳は最後の1冊しか保管されておらず、また同僚についても先輩のお一人しか連絡がつかなかった。それでも、なんとか書類を整え、2009年12月末に申請を行った。

しかし、半年がたった今年の6月になっても何の連絡もなく、Bさんは半ば諦めていた。問い合わせたところ、船員保険部の回答は、「1月の組織改正後、審査の医師が不在のままで、数十件の申請がストップしており審査のメドがたたない」との呆れるような回答だった。机上に停滞している書類の重みについて、担当者として自覚がないにもほどがある。

ところが、すぐその後で、国健康保険協会船員保険部から認定の通知が届いたのだった。

Bさんは、数年前のOB会で、「退職者へ石綿検診の案内が届いた」と聞いたのだが、ご自身には案内が届かず検診漏れに

申請後半年間、調査がストップ

兵庫●国健康保険協会船員保険部

2009年の夏、「石綿による肺がんの疑いが濃厚」との主治医の勧めで、元船員のBさん(77歳)は労働基準監督所に相談した。ところが、「あなたは労災保険ではなく船員保険なので、東京社会保険事務局へ申請するように」と言われたため、何度も東京社会保険事務局へ電話をかけたのですがラチが明かず、東京まで出かけることもできないまま途方に暮れていた。悩んだ末

にNTT番号案内に電話をかけたところ、オペレーターの方にひょうご労働安全衛生センターを紹介され、2009年11月に、携帯用の酸素ボンベを引きながら相談にいられた。

Bさんは、32年間にわたり乗船し、機関工としての作業に従事した。一度航海に出ると、船の修繕はすべて船員が行わなければならない、パイプやボイラーなどの修繕作業の際には石綿クロ